

部、室、課長

出先機関の長

議会、各種委員会及び委員の事務局長 あて

消防長

総 務 部 長

### 令和3年度予算編成について(通知)

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、新型コロナウイルス感染症拡大により、現下の先行きが不透明な状況でも、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、ポストコロナ時代の新しい未来として、「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指すこととしている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れや、それに伴う税収の大幅な減少などにより、国の予算編成の内容次第では、一段と厳しい財政運営を強いられることも考えられるため、引き続き国の動向を注視していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症は、本市の市民生活や地域経済に大きな影響を与えており、税収の減少に加え、感染防止対策や新しい生活様式への対応など、歳出の増加が避けられない財政状況にある。

このような中、「人口が減少しても幸せに暮らせるまちづくり」の実現に向けて、市民サービスの質を低下させることなく、市民生活や地域経済への支援とともに、新しい生活様式の定着に向けた取り組みなど、迅速かつ的確に推進していかなければならない。

令和3年度予算編成においては、コロナ禍にある今、時代の大きな転換点に直面していることを職員一人ひとりが認識したうえで、前例や既成概念にとらわれることなく、すべての事業についてゼロベースで検証し、創意工夫を凝らして予算編成に取り組むこととする。

なお、来年には市長選挙が予定されていることから、予算編成作業が一部変則的になるとともに、施策及び事業の中には再調整等が必要になる場合も想定されるので、編成作業を進めるにあたって、十分に留意いただきたい。

これらのことを踏まえ、令和3年度の予算要求は、「氷見市予算の編成及び執行に関する規則」に基づき、次の事項に留意して見積られるよう、命により通知する。

## 第1 令和3年度予算編成の基本的な方針について

### 1 基本的事項

#### (1) 氷見市の財政状況

令和3年度の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により市税が大幅に減少するなど、歳入面で極めて厳しい状況が予想される。歳出面でも、新型コロナウイルス感染症に対応するための新たな行政需要や、少子高齢化への対応、新文化交流施設の整備など大幅な増加が見込まれており、歳入の減少と歳出の増加によって、多額の収支不足が発生する見通しである。

今後、新型コロナウイルス感染症の動向次第では、市税収入の更なる減少に加え、感染症対策経費の増加、国の財政状況の悪化等により、一般財源総額の確保が困難になることも考えられ、本市の令和3年度財政状況は、想定以上に悪化する恐れがある。

このように、令和3年度は厳しさが増す中での予算編成となることから、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式への対応として、喫緊に取り組む必要のある事業を優先的に進めるとともに、その他の事業については、その必要性を改めて精査し、限られた財源の中で事業の「選択と集中」を徹底する必要がある。

#### (2) 「新たな日常」を見据えた取り組み

新型コロナウイルスの収束が見えない中、市民生活の正常化や地域経済の活性化に向けた事業に対し、限られた財源を集中的に投資することが重要であり、「ウイズコロナ」、「アフターコロナ」といった社会の変化を的確に捉え、市民が暮らしやすいまちづくり、持続可能な行政サービスの提供など、「新たな日常」を見据えた取り組みを推進する必要がある。

#### (3) 「地方創生」に向けた取り組み

令和3年度は、極めて厳しい財政状況が見込まれるものの、アフターコロナを見据え、人口減少対策を強化し、「人口が減少しても幸せに暮らせるまちづくり」を実現するため、

- ① いのちと暮らしを守る「住みたい街」
- ② 働く場所を創出する「働きたい街」
- ③ 氷見で子どもを生き育てる「育てたい街」

の「氷見元気プロジェクト」に基づく総合的な事業展開を、これまでの実施事業の検証結果を踏まえ、より強力に推進する必要がある。

## 2 令和3年度予算編成の基本的考え方

### (1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大という生活環境の大きな変化に対し、職員一人ひとりが市民生活や経済状況、本市の財政状況をしっかり認識したうえで、感染症の拡大防止対策や新たな生活様式への対応等に優先的に取り組む必要がある。

このため、事業の優先順位付けを行い、既存事業の実施時期の見直しや廃止・縮小など事務事業の抜本的な見直しを行うこととする。

### (2) 第8次氷見市総合計画後期基本計画の推進

第8次氷見市総合計画に掲げる、目指す都市像「人 自然 食を未来につなぐ交流都市ひみ」を実現するため、後期基本計画(平成30～令和3年度)の施策及び事業を重点的かつ効率的に推進することとする。

### (3) 「部局長予算要求方針」の作成・周知

各部局は、令和3年度予算編成方針等を踏まえ、部局長のリーダーシップのもと、令和3年度予算のあるべき姿を十分に議論した上で、各部局の予算要求の考え方、内容等を反映させた「令和3年度予算要求方針」を作成し、所属職員への周知を徹底する。

### (4) 財政の健全性の堅持

多額の収支不足が発生する見通しの中、財政の健全性を堅持するため、市税等の一般財源総額の確保に努めるとともに、現時点で見込まれる一般財源の範囲内で予算の重点的かつ効率的な配分に努めなければならない。

また、持続可能な財政運営を確保するため、実質公債費比率や将来負担比率等の財政健全化判断比率の悪化を招かないよう、市債残高の増加抑制に留意する。

### (5) ゼロベースでの事務事業の見直し

限られた財源の重点的かつ効率的な配分に向けて、恒常化している長時間勤務の抜本的な是正を図りつつ、ゼロベースでの事務事業の見直しを徹底する必要がある。

このため、業務の進め方の見直しや民間委託等を推進するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの実現にも配慮しながら、ICTの活用やテレワークの導入など働き方改革による業務効率の向上に取り組むこととする。

また、政策的経費については、これまでの取り組みを整理・検証し、事業の目的と課題、進捗状況等を明確にするなど、経常的経費を含め、あらゆる視点から事務事業の見直しを行うこととする。

### (6) 通年予算

来年に市長選挙が予定されていることから、令和3年度当初予算は、最終的に骨格予算も

想定されるが、通年予算として編成作業を進めるため、年度内に想定される全ての事業を要求することとする。したがって、令和3年度補正予算は、当初予算への計上を留保された事業のほか、災害復旧や社会情勢の変化等による喫緊の課題に対応することになる。

### 3 令和3年度予算要求基準

予算編成にあたっては、次に掲げる予算要求基準を設定するので、部局ごとにその基準に従って、予算要求すること。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対応特別枠

感染症の拡大防止対策や新たな生活様式への対応等に優先的に取り組む必要があるため、令和3年度予算において、新型コロナウイルス感染症対策として以下のとおり、**新規分(既存事業の拡充分含む)**を対象とした**特別枠(一般財源ベース1億円)**を設ける。

- ① 感染症の拡大防止対策
- ② 新しい生活様式への対応
- ③ 市民生活や地域経済に対する支援
- ④ デジタル化の推進
- ⑤ アフターコロナを見据えた取組み

#### (2) 氷見元気プロジェクト推進枠

「氷見元気プロジェクト」に基づく総合的な事業展開を強力に推進するため、令和3年度予算において、特に重点化を図る項目を以下のとおりとし、**新規分(既存事業の拡充分含む)**を対象とした**氷見元気プロジェクト推進枠(一般財源ベース1億円)**を設ける。

<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住みたい街 ～いのちとくらしを守る～               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者・障がい者にやさしい街づくり</li> <li>(2) 若者の定住やIUターンの促進</li> <li>(3) 災害に強い街づくり</li> <li>(4) 安全・安心なまちづくり</li> </ol> </li> <li>② 働きたい街 ～働く場所の創出で元気な氷見市～               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業誘致と創業支援の推進</li> <li>(2) 地場産業の育成</li> <li>(3) 大学・研究関係施設の誘致</li> </ol> </li> <li>③ 育てたい街 ～ストップ・ザ・少子化～               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育てしやすい環境づくり</li> <li>(2) 学校教育の充実</li> <li>(3) 安心してゆとりある環境づくり</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>【令和2年度氷見元気プロジェクト事業】</b></p> <p>高齢者健康づくり推進事業費ほか9事業            ふるさと定住促進事業費ほか10事業            指定避難所耐震化事業費ほか20事業            高岡市・氷見市消防広域化事業費ほか11事業</p> <p>創業支援事業費ほか2事業            滞在型観光推進事業費ほか18事業            大学連携推進事業費ほか2事業</p> <p>公立認定こども園整備事業費ほか11事業            学校給食センター整備事業費ほか12事業            海浜植物園リニューアル整備事業費ほか1事業</p>
---	---

### (3) その他政策的経費

その他政策的経費の要求基準額は、次の①～④に掲げる経費を除き、一般財源ベースで、令和2年度当初予算の10%以上を削減することとするが、令和2年度で終了する事業等については、削減対象に含めない。

- ① 継続費及び債務負担行為については、契約額とする。
- ② 国・県要望事業については、公共事業等検討委員会事業調整部会で調整された額の範囲内の額とする。
- ③ 県施行事業負担金、繰出金及び除雪対策事業費については、必要額とする。
- ④ 災害復旧費については、最低限の必要額とする。

### (4) 経常的経費

- ① 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については所要額とし、過大見積りによる精算補正が生じないよう、正確に見積ること。
- ② 施設管理費及び事務的経費については、一般財源ベースで、令和2年度当初予算の5%以上を削減することとする。

## 第2 令和3年度予算要求にあたっての留意事項

### 1 総括的事項

#### (1) 市民の意見・要望等の反映

市長室トークや各種団体から出された市民の意見・要望のほか、各種審議会及び検討委員会の提言等を十分勘案すること。

#### (2) 「選択と集中」の徹底

事業の必要性を総点検し、「選択と集中」の観点から、真に必要性の高い分野への重点化、さらに各分野における事業の重点化、類似事業の重複排除などを推進すること。

#### (3) 適正な積算の徹底

建設事業については、物価の変動等社会経済情勢の動向に十分留意し、事業費の適正な積算の徹底に努めること。

#### (4) 公共施設マネジメントの実施

「氷見市公共施設再編計画」を踏まえ、民間委託や指定管理者制度の活用にとどまらず、施設の統廃合や民間譲渡などについても、その実施に向けて、引き続き検討を進めること。維持する施設についても、将来的な維持管理経費を意識しながら管理運営の効率化を進め、経費の削減を図るとともに、公共施設の改修、更新等については、「個別施設管理計画」に基づき、有利な財源の確保を図りながら計画的に行うこと。

## (5) 特別会計及び企業会計

社会情勢の変化等に伴う収入の減などにより、事業を取り巻く環境は一層厳しい状況にあるが、予算要求にあたっては、安易に一般会計からの繰入金に依存しないこと。

なお、総務省繰出基準に基づかない企業会計及び特別会計に対する繰出金については、令和2年度当初予算額以下に抑え、必要最小限の所要額を見積ること。

## 2 歳入に関する事項

### (1) 市税

財政運営の根幹をなすものであるため、社会経済情勢の変動や税制改正の動向等に留意するとともに、決算額との大きな乖離が生じないように適切に見積ること。

また、公平性の観点から、未収金や滞納分を確実に減らすための効果的な対策を進め、徴収すべき税額の確保に努めること。特に、潜在的な課税客体の捕捉に向けた調査の充実に図り、市税収入の確保に努めること。

### (2) 地方交付税、地方譲与税等

地方財政計画に留意し、国及び県の情報収集に努め、適正に見積ること。

### (3) 分担金、負担金

受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を図ること。

### (4) 使用料、手数料

特定の行政サービスに要する経費と、受益者が負担する使用料・手数料の均衡が保たれているか、受益者負担が適正な料金となっているか確認し、見直しの必要がある場合は早急に対応すること。

### (5) 国・県支出金

国・県補助金、負担金等については、国や県の動向に十分注意しながら、利用可能な補助制度を積極的に活用することで、財源の確保に努めること。

また、国や県の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率、負担率等の状況にも十分注意し、確実な見積りを行うこと。

### (6) 財産収入

各種基金については、ペイオフ対策に留意しつつ、安全かつ有利な運用に努め、適正な額を見積ること。未利用遊休財産のうち、売却処分が適当と認めるものについては、早期の売却に努めること。

### (7) 市債

市債の新規発行を極力抑制し、将来の公債費負担の軽減を図ること。市債を充当する

場合は、事業の必要性や効果、規模等について十分検討するとともに、国の地方債計画を踏まえ、氷見市過疎地域自立促進計画に基づく過疎対策事業債や地方交付税措置のある有利な市債の活用など、財務課と協議の上、適正な額を見積ること。

#### (8) その他の収入

金額の多少を問わず貴重な財源という認識に立ち、創意工夫により財源の捻出に努めるとともに、企業版ふるさと納税など新たな手法も積極的に活用し、増収に努めること。

### 3 歳出に関する事項

#### (1) 事業の総合調整

複数の課にまたがる事業や相互に関連する事業については、事業間で支障が生じないよう十分な調整に努めるとともに、費用対効果にも十分に留意すること。

また、新型コロナウイルス感染症対策など優先課題に重点を置くこととするが、市民目線で事業を精査し、大胆な「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底して行うことにより、予算や事務量の適正な配分に努めること。

#### (2) 経費の節減等

- ① 前年から継続する事務事業の予算の積算にあたっては、漫然と前年同様の積算基礎によることなく、過去の実績や物価の変動等により節減できる経費を徹底的に洗い出し、経費の節減に努めること。
- ② 物品購入や委託料等の予算要求における参考見積の徴取にあたっては、できる限り複数の入札参加有資格者から徴取するとともに、契約の性質及び目的に応じて、内容ごとに積算内訳を示すよう依頼すること。
- ③ 施設については、将来の整理、統廃合等を見据え、中長期的な維持管理経費の節減に努めること。
- ④ 会計年度任用職員については、安易に増員するのではなく、事務事業の徹底した見直しを行い、事務量に応じた適正な人員配置等に努めること。

#### (3) 補助事業等

社会資本の整備・更新、地域経済への波及効果、財源の効率的な活用等の観点から、国・県要望事業を中心に、地域的なバランスや投資効果等について十分検討し、事業の「選択と集中」を図るとともに、工事の計画、設計等の見直しや発注の効率化に取り組むなど、引き続きコスト縮減に努めること。

事業の要求にあたっては、国・県における補助制度の動向や補助率、負担率等を的確に把握し、今後の社会情勢等を勘案しつつ、適正な事業費の積算に努めること。

なお、国・県補助金が減額となった場合、安易な一般財源への振替は行わないこと。

#### (4) 単独事業

補助事業との関連、費用対効果等について十分検討するとともに、限られた財源で最大の効果が得られるよう努めること。

また、社会経済情勢の変化等により所期の目的を達成したもの、必要性が低下したもの、予算の執行率が低いものは、事業の集約や廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

#### (5) 補助金等

① 補助金等の新設は、厳に抑制すること。やむを得ず新設する場合は、それに見合った既存の補助金等を廃止又は整理統合し、「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底するとともに、あらかじめ終期を設定すること。

② 市費の任意継ぎ足しを含む市単独の補助金については、金額が小さいもの、目的を達成したもの、社会経済情勢に合わなくなったもの、補助効果が乏しいものについて、積極的に廃止すること。

また、やむを得ず継続する補助金についても、その必要性、補助効果、交付先団体の経理状況等を十分に調査し、減額又は終期の設定に努めること。

③ 団体等への市単独の負担金についても、補助金と同様、当該団体等の行政効果や経理状況等を十分に調査し、減額又は終期の設定に努めること。

#### (6) その他の経費

上記に準じて見積ること。

特に、食糧費、諸費等については、必要最小限の経費を見積もること。